

# パレット標準化実現に向けて 関係者に求める取組及び推進策

---

# パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策

「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷役時間の削減等を通じたトラックドライバーの労働時間削減のため、規制的措置の導入等に向けて取り組むとされていることを念頭に、関係者に求める取組とその推進策について検討を進めることとする。

## (1) 商慣行の見直し

### ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減【農水省、経産省、国交省等】

待機時間、荷役時間の削減等を通じてトラックドライバーの労働時間を削減するとともに、納品回数の減少等を通じた総輸送需要の抑制や物量の平準化により効率的な物流を実現するため、発荷主企業、物流事業者、着荷主企業が連携・協働して、改善を図る必要がある。このため、事業規模や貨物特性といった事情を勘案しつつ、それぞれの事業者に対して、物流負荷の軽減に向けた計画作成や実施状況の報告を求めるとともに、取組みが不十分な事業者に対して、勧告、命令等を行う規制的措置等の導入等に向けて取り組む。この規制的措置の導入を前提として、物流の適正化・生産性向上に向けて荷主企業・物流事業者が取り組むべき事項（ガイドライン）を示し、これに則して大手の荷主企業・物流事業者が業界・分野別に「自主行動計画」を作成し、今年度中に前倒しで実施することを図るとともに、運送契約に含まれる荷待ち・荷役等の範囲を明確化し、正当な対価の収受を促進する。

## (3) 荷主・消費者の行動変容

物流負荷の軽減のためには、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容が不可欠であるが、「2024年問題」に対する荷主企業、消費者の認知度はまだ不十分であり、単なる広報活動にとどまらない新たな取組みが必要である。

### ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容【農水省、経産省、国交省等】

経営者層の意識改革により荷主企業における全社的な物流改善への取組みを促進するため、荷主企業の役員クラスに物流管理の責任者を配置することを義務づけるなどの規制的措置等の導入に向けて取り組む。

※「物流革新に向けた政策パッケージ」（抄）

# パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策

パレット標準化推進分科会においては、標準仕様パレットの利用拡大に向けて、各主体に対して、求める取組を検討  
 次回以降のパレット標準化推進分科会にて、求める取組に関して、①必ず推進すべき内容②可能な限り推進すべき内容の基準についても議論を行う

	求める取組
発荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの活用（標準仕様パレットの採用が困難な場合を除く）</li> <li>○標準仕様パレット等の本来目的以外の不使用、使用後の所有者等への適切な返却</li> <li>○標準仕様パレットの活用の提案への真摯な協議応諾・積極的な活用の検討、自ら提案</li> <li>○フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置</li> <li>○契約に基づいたパレットの仕分け・回収作業の主体の明確化</li> <li>○標準仕様パレットに積み付ける製品の積付効率が向上する外装サイズの検討</li> <li>○入出荷業務の効率化のための自動化・機械化等</li> <li>○標準仕様パレットへの製品積付効率、トラックへの積載効率を向上させるための受発注ロットサイズの検討</li> </ul>
着荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの活用（標準仕様パレットの採用が困難な場合を除く）</li> <li>○標準仕様パレット等の本来目的以外の不使用、使用後の所有者等への適切な返却</li> <li>○標準仕様パレットの活用の提案への真摯な協議応諾・積極的な活用の検討、自ら提案</li> <li>○フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置</li> <li>○契約に基づいたパレットの仕分け・回収作業の主体の明確化</li> <li>○倉庫の出荷作業リードタイム(作業指示～納品まで)の延長検討</li> <li>○標準仕様パレットへの製品積付効率、トラックへの積載効率を向上させるための受発注ロットサイズの検討</li> <li>○入出荷業務の効率化のための自動化・機械化等</li> </ul>

# パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策

	求める取組
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレット導入の優先的な検討、荷主への積極的な提案</li> <li>○標準仕様パレット導入等による作業負荷低減による労働環境改善</li> </ul>
倉庫事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレット導入の優先的な検討、荷主への積極的な提案</li> <li>○標準仕様パレット導入等による作業負荷低減による労働環境改善</li> <li>○標準仕様パレットの荷役、搬送を前提とした自動化・省人化の推進</li> </ul>

	求める取組
レンタルパレット事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの周知協力</li> <li>○パレット紛失防止策の適切な実施</li> <li>○レンタル事業者間の共同プラットフォームに向けた検討</li> </ul>
パレット製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準仕様パレットの製造・販売</li> <li>○標準仕様パレットの市場への安定供給</li> <li>○標準仕様パレットの周知協力</li> </ul>

# パレット標準化推進分科会で議論した内容の整理

議論した内容の整理		
パレット規格	平面サイズ	①1,100mm×1,100mm
	高さ	①144～150mm
	材質	①JIS Z 0601 8.材料に記載された素材
	強度	①JIS Z 0601 5.強度に記載された基準
	最大積載質量	①1t
	両面・片面	①片面使用形または両面使用形
	二方差し・四方差し	①二方差しまたは四方差し
	タグ・バーコード	①タグ・バーコードの装着が可能な設計 ②タグ・バーコードの装着
パレット運用	調達形態	①レンタル ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	管理運営組織	①各レンタル事業者
	管理システム	①各レンタル事業者システム ②レンタル事業者間の共同システム
	仕分け	①契約に基づく作業負担※着荷主による作業を原則とする ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	洗浄・補修・交換	①レンタル事業者
	回収	①契約に基づく作業負担 ②レンタル事業者間の共同プラットフォーム
	費用分担	①契約に基づく費用負担 ②賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式
	受発注（積付高さ）	①面単位発注 ②パレット単位発注

※対象区間としては、製造業の工場や生産者等の施設から卸売業・卸売市場の物流施設等までが中心となる。また、卸売業・卸売市場の物流施設から小売業の物流施設や店舗までの区間についても可能な限り推進されていくことが期待される。

## 1. 発荷主・着荷主に関する事項

### (1)標準仕様パレットの活用（標準仕様パレットの採用が困難な場合を除く）

#### (2)標準仕様パレットの活用の提案への真摯な協議応諾・積極的な活用の検討、自ら提案

標準仕様パレットの導入を進めること。発荷主にあつては、着荷主に対して標準仕様パレットの活用を前提とした情報提供・営業を行うことが求められる。着荷主にあつては、標準仕様パレットによる物流を考慮した発注を行うことが求められる。なお、“標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合”であっても、将来的な設備改修等の段階で、標準仕様パレットへの切り替えを検討すること。

また、他の事業者からの標準仕様パレットの導入に関する提案があつた場合には、真摯に協議に応じると共に、活用方法に関して検討すること。また、ステークホルダー（物流事業者、倉庫事業者等）に対して、標準仕様パレットの活用を積極的に提案すること。

#### (3)契約に基づいたパレットの仕分け・回収作業の主体の明確化

運送事業者が契約外の作業としてパレットの仕分け・回収を行っているケースが一部発生していることを踏まえ、各種契約等に基づいて、パレットの仕分け・回収作業の主体を明確化し認識共有を図ること。

#### (4)標準仕様パレット等の本来の契約範囲外の不使用、使用後の所有者等への適切な返却

パレットは物流機能を支える資産であるため、レンタルパレット事業者との契約に定める範囲で適切に使用するとともに、使用後は遅滞なく所有者等へ返却すること。また、レンタルパレット事業者との間で紛失時の対応を明確化すると共に、費用負担の在り方を契約に明記すること。

#### (5)フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置

標準仕様パレットの導入に伴い、最大限の省力化を図れるよう適切に配置すること。

#### (6)標準仕様パレットへの製品積付効率、トラックへの積載効率を向上させるための受発注ロットサイズの検討

積載の効率化を最大限に高められるよう、発荷主事業者は、標準仕様パレットに適した製品積み付けパターンを検討するとともに、着荷主事業者はパレット単位発注を目指し、発注単位を高める工夫をすること。

#### (7)入出荷業務の効率化のための自動化・機械化等

入出荷業務の効率化のために標準仕様パレットを前提とした荷役作業やパレタイズの自動化・機械化を検討すること。

## 1-2. 発荷主に関する事項

### (8)外装サイズの検討

標準仕様パレットに積み付ける製品の積付効率が向上するよう外装サイズを検討すること。

## 2. 運送事業者・倉庫事業者に関する事項

### (9)標準仕様パレット導入の推進、荷主への積極的な提案

運送事業者や倉庫事業者で管理する倉庫等において、標準仕様パレットの導入を進めるとともに、関係する荷主に対しても標準仕様パレットの導入を働きかけること。

## 2-1. 倉庫事業者に関する事項

### (10)標準仕様パレットの荷役、搬送を前提とした自動化・省人化の推進

標準仕様パレットの普及に伴い、入出荷業務の効率化のために荷役作業やパレタイズの自動化・機械化を検討すること。

## 3. レンタルパレット事業者・パレット製造事業者に関する事項

### (11)標準仕様パレットの周知協力

標準仕様パレットの利用拡大に向けた発信を継続するとともに、レンタルパレットの導入を検討している事業者に対し、標準仕様パレットの特徴や物流標準化の意義を積極的に周知すること。

## 3-1. レンタルパレット事業者に関する事項

### (12)パレット紛失防止策の適切な実施

各関係者に求める取り組みを踏まえつつ、契約への必要事項の明記に係る働きかけを含め、パレット紛失防止策を適切に実施すること。

### (13)レンタル事業者間の共同プラットフォームに向けた検討

①小ロット返却時の不経済を最小化し、また、レンタルパレットの回転率を上げて全体における必要枚数の削減すること②仕分けを共同で行うことにより、着荷主におけるパレット保管スペースの集約を図ること③小ロット調達時の不経済を最小化し、レンタルパレット新規導入のハードルを下げ、普及促進を図ること④システムの乱立による着荷主の負荷軽減を図ることを“共同プラットフォーム”を設置すべく、一部で行われているパレットの共同回収・仕分けの取組等を加速させる。また、将来的な“共同プラットフォーム”実現に向けて、各レンタルパレット事業者が主体となって、想定される課題やその解決方策について検討すること。

## 3-2. パレット製造事業者に関する事項

### (14)標準仕様パレットの製造・販売

### (15)標準仕様パレットの市場への安定供給

標準仕様パレットを安定的に供給可能な生産体制整備等を検討すること。



# パレット標準化実現に向けたロードマップ（案）

★ ゴール目標

}} 2030年以降も検討すべき事項

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年～2030年
発着荷主	(1)(2)標準仕様パレットの活用、活用提案への真摯な協議応諾				
	(3)パレットの仕分け・回収作業の主体の明確化 ★				
	(4)標準仕様パレットの使用後の所有者等への適切な返却				
	(5)荷役に必要な機材・人員の配置				
	(6)製品積付効率等を向上させるための受発注ロットサイズの検討				
	(7)効率化のための自動化・機械化等の検討				
	発荷主	(8)外装サイズの検討			
運送事業者	(9)標準仕様パレット導入の推進、荷主への積極的な提案 ★				
倉庫事業者	(9)標準仕様パレット導入の推進、荷主への積極的な提案 ★				
	(10)標準仕様パレットの荷役、搬送を前提とした自動化・省人化				
レンタルパレット事業者	(11)標準仕様パレットの周知協力 ★				
	(12)パレット紛失防止策の適切な実施 ★				
	(13)レンタル事業者間の共同プラットフォームに向けた検討 ★ 共同プラットフォームの社会実装 ★				
パレット製造事業者	(11)標準仕様パレットの周知協力 ★				
	(14)(15)標準仕様パレットの製造・販売、市場への安定供給				
行政	パレット標準化に係る推進策				
	共同プラットフォームに向けた推進策				
	標準仕様パレットに係る情報発信				
	...			標準仕様パレットの追加調達に係る推進策 ★	
	...			共同プラットフォームの利用拡大に向けた推進策 ★	

## パレット標準化実現に向けたロードマップのKPI（案）

ロードマップで示した主要な項目について、以下の通りKPIを設定することとしてはどうか。また、他に適した指標があるか

- ◆ パレットの新規導入枚数に占める標準仕様パレットの割合
- ◆ レンタルパレット事業者間の共同回収件数
- ◆ レンタルパレット事業者間の共同プラットフォームへの参画社数
- ◆ レンタルパレット管理に係る共同システムへの登録者数

KPIの進捗状況については、官民物流標準化懇談会において報告を行うなど、定期的にフォローアップを行うこととする